

「次世代育成支援対策推進法」に基づく  
大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構行動計画

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構の職員が、仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づき、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日～令和8年3月31日

2. 内容

目標1：『休暇・休業パンフレット』の充実化を図る。

＜取組内容＞

- 令和6年4月～ パンフレットの充実化検討
- 令和7年4月～ 休暇・休業制度パンフレットの職員への周知

目標2：育児休業等をし、または育児を行う女性労働者が就業を継続し、活躍できるよう能力の向上またはキャリア形成のためのセミナー等を年1回以上開催する。

＜取組内容＞

- 令和6年4月～ セミナー等のプログラムについて検討し、年に1回以上開催する。

以上